

捜査の過程で押収した名簿を活用した被害予防対策の実施について

平成30年5月30日 警察庁丁生企発第349号、丁捜二発第55号  
丁生経発第62号

警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局捜査第二課長、  
警察庁生活安全局生活経済対策管理官から  
警視庁刑事部長、警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長あて

(概要)

捜査の過程で押収した名簿を活用した被害予防対策を実施するにあたり、的確に推進すべき事項として、

- 特殊詐欺等の捜査の過程で押収した名簿に登載されている者は、特殊詐欺等の被害に遭う可能性が高いことから、これらの者に対し、個別に注意喚起を行うことで、被害を予防すること。
  - 都道府県警察に押収名簿があるときは、捜査や公判に支障のない限り、その写しを警察庁へ積極的に提供すること。
  - 警察庁は、集約された押収名簿をデータ化し、関係都道府県警察に還元するので、名簿の登載者に対する注意喚起を行うこと。
  - 注意喚起に際しては、還元された名簿登載者の数、居住地の分布、実施に当たる体制等を踏まえ、効果的・効率的な注意喚起の実施に最適と認められる方法により行うこと。また、押収名簿に個人情報に登載されていたことを伝えて特殊詐欺等に対する警戒心を強めるとともに、最新の手口と対処法を説明して、被害を予防し得る抵抗力の涵養を図ること。
  - 被害の予防、拡大防止といった本対策の目的を国民に理解してもらうよう、積極的な広報を実施し、周知を図ること。
  - 還元された名簿の活用と保管は、各都道府県の個人情報保護関係条例に基づき、所要の措置を適切に講じること。
  - 消費者安全確保地域協議会への情報提供については、各都道府県警察の情報管理規程等に基づき、適宜の方法により行うこと。
- 等を示し、特殊詐欺被害の予防に向けた注意喚起の推進を指示した。